

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札の参加者の資格等 	<p>所管課（室）名</p> <p>総合水産試験場</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度職業訓練指導員試験の実施 ・一般競争入札の実施 ・土地改良区の解散に伴う清算人及び監事の退任 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧 	<p>雇用労働政策課 総合水産試験場 農 村 整 備 課 砂 防 課</p>
<p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 	<p>選挙管理委員会書記室</p>
<p>◎ 正 誤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月29日付け長崎県公報号外（選4）中 ・平成31年4月10日付け長崎県公報号外（選）中 	<p>選 挙 長 選挙管理委員会書記室</p>

告 示

長崎県告示第70号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和元年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 競争入札に付する事項
 - 漁業調査船（鶴丸）定期検査及び補修工事
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和元年7月12日午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届(様式第2号)
- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
- サ 指名停止の報告に係る誓約書(様式第10号)
- シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第11号)を提出しなければならない

い。

6 3の(2)、3の(3)の(3)からサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

令和元年度職業訓練指導員試験の実施（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。

令和元年6月18日

長崎県知事 中村 法道

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

(1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験が免除される者であること。

(2) 次の表に掲げる者であること。

区 分	実 務 経 験
長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者	1 年 以 上
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であって職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）	1 年 以 上
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不 要
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1 年 以 上
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2 年 以 上

免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練（900時間以上）を修了した者	3 年 以 上
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）を修了した者	3 年 以 上
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1 年 以 上
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 以 上
学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3 年 以 上
学校教育法による高等学校を卒業した者	5 年 以 上
学校教育法による専修学校又は各種学校（厚生労働大臣が指定したものに限る。）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年 から 4 年 以 上
実務の経験者	8 年 以 上
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不 要
他の法令による資格取得者（職業能力開発促進法施行規則別表第11の3）	不 要
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働大臣が別に定める期間

4 試験の免除の範囲

免 許 職 種	免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		指 導 方 法
			関 連 学 科		
		系基礎 学 科	専 攻 学 科		
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者（単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。）	○	○	○	
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	○			
	職業訓練指導員免許を受けた者		△		○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格している者	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に合格している者		○	○	○
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験に一部合格している者		合格した学科試験について免除		
	短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者				○
	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者		○	○	
	免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大	○			

		学校の長が認める者				
		免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者		○	○	
		学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		○	○	
他の法令による免除の範囲	溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）による特別ボイラー溶接士免許を有する者				
	電子科	電波法（昭和25年法律第131号）による第1級陸上無線技術士の免許を有する者				
	自動車整備科	自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
	自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士又は2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	車枠及び車体整備法を除く。
		自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者				
	航空機整備科	航空法（昭和27年法律第231号）による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者				
	測量科	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の試験の合格証書を有する者				
	ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
	電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者				
	臨床検査科	医師法（昭和23年法律第201号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和23年法律第202号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和24年法律第186号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者				
	事務科	公認会計士法（昭和23年法律第103号）による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法（昭和26年法律第237号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				
		商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて商工会議所が行う簿記に関する1級の技能の検定の合格証書を有する者	簿記			簿記
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する1級又は2級の技能の検定の合格証書を有する者	○				

(注) ○印は、免除される範囲

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
- (1) 日時
令和元年9月8日(日) 午後1時から午後2時まで
 - (2) 場所
長崎県庁(行政棟)318会議室(長崎市尾上町3-1)
- 7 受験申請手続
- (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1通
 - イ 履歴書 1通
 - ウ 写真 2枚
(縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。)
 - エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類(合格証等の写し)
 - (2) 受験申請の受付期間及び受付時間
令和元年7月3日(水)から令和元年8月1日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間の午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出先
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課
なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和元年8月1日付けの消印まで有効とする。
 - (4) 受験手数料 3,100円
 - ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。
 - イ 受験手数料は、申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。
 - (5) 受験票の交付
申請書受理後、審査のうえ後日送付する。
- 8 合否判定の基準
学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 9 合格証書の交付
令和元年9月25日(水)までに合格者に合格証書を交付する。
- 10 その他
- (1) 受験案内及び申請書は、長崎県雇用労働政策課において配布する。受験案内及び申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付)を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。
 - (2) その他試験について不明な点は、長崎県雇用労働政策課(095-895-2717(直通))へ問い合わせること。

一般競争入札の実施(公告)

次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和元年6月18日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
漁業調査船(鶴丸)定期検査及び補修工事
- (2) 業務の仕様等
仕様書による。
- (3) 履行期間
令和元年8月5日から令和元年9月16日まで
- (4) 履行場所

受注者が所有する造船所

(5) 入札の方法

- ア 入札参加者は、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを表封筒に入れ、入札書の中封筒に入れて持参又は郵送により提出すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。
- エ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）に定める様式によること。

(6) 最低制限価格

設けない。

(7) 低入札価格調査制度

適用しない。

2 入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に定める資格を有する者で、営業品目が告示の品目区分表の「車両・船舶類」のうち、品目が「船舶」又は「船舶修理」のいずれかであること。
- (4) 当該船舶が修繕可能かつ安全に上架できる施設並びに本船船員の宿泊が可能な施設（ドックハウス等）を確保でき、仕様書に示す業務を履行可能な者であること。
- (5) この公告の日から10の開札までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から10の開札までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和元年7月12日 午後5時

4 競争入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、2の(4)を確認できる関係書類を令和元年7月12日午後5時までに5の部局に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。提出書類の詳細は、入札説明書による。なお、期限までに関係書類を提出しない者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

（住所）〒851-2213 長崎市多以良町1551-4

（名称）長崎県総合水産試験場管理部総務課

(電話) 095-850-6293

6 契約条項を示す場所及び期間

(場所) 5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(2) 入札説明書の交付場所は5の部局とし、交付期間は、この公告の日から令和元年7月12日まで(県の休日を除く。)の間で、かつ、時間は、午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 入札説明書の交付の請求は、直接又は郵送によることとし、電話及びファクシミリによる請求は認めない。なお、郵送で請求する場合は、380円切手を貼った宛先明記の返信用角形2号封筒を同封し、5の部局に対し、期間内必着となるよう請求すること。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書(郵送又は事前提出する場合)の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県総合水産試験場管理部総務課

(受領期限) 令和元年7月29日 午後5時

(提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により、受領期限内必着のこと。)で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(日時) 令和元年7月30日 午前11時

(場所) 長崎県総合水産試験場本館棟1階研修室

開札の結果、落札者が決定しない場合は、入札者の立会いのもとに、再度、再々度の入札を行うので、入札者は出席すること。なお、立ち会う者が代理人の場合、委任状を持参すること。また、開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㊦ 3,000万円以上

㊧ 1,000万円以上3,000万円未満

㊨ 1,000万円未満

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、同規模以上の、船舶の建造又は修繕に係る契約を2回以上締結し、その履行を証明するもの(2件)を提出する場合。なお、規模については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し、判断すること。

㊦ 3,000万円以上

㊧ 1,000万円以上3,000万円未満

㊨ 1,000万円未満

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(8)までに掲げる規定に該当して無効となる入札を行った者は、

再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が行った入札であるとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 落札決定の取消し

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (3) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

1) Details of public tender:

Periodic inspection and repair work of the fisheries research boat (Tsurumaru)

2) Period of implementation:

5th August 2019 -16th September 2019

3) Place of implementation:

A shipyard owned by the party accepting the tender offers

4) Deadline for submission of tender:

29th July 2019 at 5 pm

5) Point of contact for tender documentation:

Address: 1551-4 Taira-machi, Nagasaki City 851-2213

Name: General Affairs Division, Administration Department, Nagasaki Prefectural Institute of Fisheries

Telephone: 095-850-6293

土地改良区の解散に伴う清算人及び監事の退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人神代土地改良区から清算人及び監事の退任の届出があった。

令和元年6月18日

長崎県知事 中村 法道

退任清算人	
氏 名	住 所
高 原 博 章	長崎県雲仙市国見町神代丁465番地
境 正 信	長崎県雲仙市国見町神代庚891番地
前 田 光 博	長崎県雲仙市国見町神代丁491番地
永 野 政 光	長崎県雲仙市国見町神代丁496番地
櫻 田 満 昭	長崎県雲仙市国見町神代辛482番地
泉 清 孝	長崎県雲仙市国見町神代辛992番地
佐々木 俊 明	長崎県雲仙市国見町神代辛483番地
堀 田 忠 幸	長崎県雲仙市国見町神代己1414番地
成 松 重 久	長崎県雲仙市国見町神代己796番地
成 川 満	長崎県雲仙市国見町神代己1167番地
川 原 保 民	長崎県雲仙市国見町神代己576番地
藤 井 久美子	長崎県雲仙市国見町神代甲265番地
池 田 豊	長崎県雲仙市国見町神代己596番地
酒 井 康 満	長崎県雲仙市国見町土黒丁396番地
退任監事	
橋 口 辰 雄	長崎県雲仙市国見町神代甲460番地
角 信 行	長崎県雲仙市国見町神代辛460番地
吉 田 元 晴	長崎県雲仙市国見町神代庚694番地

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和元年6月18日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和元年6月18日から令和元年7月1日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所河川課・宇久行政センター産業建設課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 佐世保市宇久町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
県北振興局建設部砂防防災課

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和元年6月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

1	50分の1の数	22,848 人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	242,796 人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数	
	長崎市	118,970 人
	佐世保市・北松浦郡	74,293 人
	島原市	12,664 人
	諫早市	37,937 人
	大村市	25,902 人
	平戸市	8,975 人
	松浦市	6,415 人
	対馬市	8,721 人
	壱岐市	7,465 人
	五島市	10,694 人
	西海市	7,923 人
	雲仙市	12,307 人
	南島原市	13,111 人
	西彼杵郡	19,461 人
	東彼杵郡	10,307 人
	南松浦郡	5,648 人

正 誤

平成31年3月29日付け長崎県公報号外（選4）中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
3	9及び10	長崎県佐世保市常磐町5番5-1705号	長崎県佐世保市常盤町5番5-1705号

平成31年4月10日付け長崎県公報号外（選）中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1	27	長崎県佐世保市常磐町5番5-1705号	長崎県佐世保市常盤町5番5-1705号

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト